

ODA 過去案件共同レビューで対象とすべき案件

2013 年 6 月 28 日

案件番号：1

提案者名	国際環境 NGO FoE Japan
国名	フィリピン
案件名	ボホール灌漑事業 (I)、および、(II)
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査が必要な理由等)	<p>フェーズ 1 については、外務省の「かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件」リストに挙げられているものの、「水路の維持管理不足や、水管理の問題」にのみ焦点が当てられ、依然として、以下のような問題点について十分に考察されていない。したがって、共同レビューを行うことで、同事業からより多くの教訓を導き出すことが可能である。</p> <p>●整地作業に係る問題</p> <p>フェーズ 1 では、畑地から水田に転換するための整地作業後も、十分な灌漑用水が供給されなかったため、15 年間も農地が不毛化（収入機会が減少）した事例、また、整地作業の費用に係る借金を返済できない事例が多く見られる。</p> <p>●不十分な情報提供と不適切な合意取得</p> <p>受益農民は、フェーズ 1 事業開始前に、以下の乾季における灌漑可能地域、および、灌漑「不適」地域に関する情報の提供を受けておらず、農民の事業や整地作業に係るインフォームド・コンセントはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灌漑可能地域（雨季） = 4,960 ヘクタール ・灌漑可能地域（乾季） = 3,500 ヘクタール ・換金作物に適する地域 = 4,960 ヘクタール中 960 ヘクタール <p>●移転住民への補償措置に係る問題</p> <p>フェーズ 1 ではダム湖水没地における補償金の未支払いが報告されている。フェーズ 2 でも、補償措置（優先雇用、生計回復プログラム等を含む）が不十分であることから、ダム湖水没地からの移転住民の生活状況が以前より厳しくなっているケースが見られる。</p> <p>●JICA 評価・対応に係る問題</p> <p>JICA による事後評価（2000 年 3 月）によれば、灌漑実績は目標値を上回り、問題は無いとされていた。また、ローン形式による整地作業についても、「(旧 OECF の実施機関に対する) 助言・指導は極めて適切なタイミングと内容」だったと評価している。当時の評価内容と現状を照らし合わせ、評価方法に関する教訓化を図るべき。また、事業の発現効果、および、上記を含む問題点については、現地 NGO から 2005 年時点で、すでに指摘がなされていたにもかかわらず、JICA による「専門家派遣」等の対応は、2010 年になってからと、5 年もの歳月がかかっている。このように、JICA の問題対処が遅れた原因についても考察を行うべきである。</p>

	<p>(※) なお、事業の発現効果については、これまでの実施機関のデータによれば、フェーズ 1 における 1997 年から 2009 年までの平均灌漑面積は、目標値の 65～70% (雨季 3,428 ヘクタール、乾季 3,300 ヘクタール)。現時点での事業の発現効果の改善状況を確認するにあたっては、フェーズ 2 事業の水源の約 60%をフェーズ 1 の余剰水に依存していることから、フェーズ 1 のみでなく、フェーズ 2 も含めた状況把握が必要である。</p>
参照資料・URL	<ul style="list-style-type: none"> ・ FoE Japan ホームページ http://www.foejapan.org/aid/jbic02/bohol/index.html ・ JICA (当時 JBIC) 同フェーズ 1 事業に係る事後評価 (2000 年 3 月) ・ Study for confirmation of Current Status on Bohol Irrigation System (October 2010) ・ 「ボホール灌漑事業のフォローアップにかかる有償資金協力専門家派遣」(2012～2013 年) の最終報告書 等

案件番号 : 2

提案者名	国際環境 NGO FoE Japan
国名	フィリピン
案件名	北ネグロス地熱開発事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査が必要な理由等)	<p>同事業は、外務省の「改善すべき点などがある案件」リスト (平成 22 年 10 月から平成 23 年 1 月の調査に基づく版) に挙げられたものの、同リストの次版 (平成 23 年 1 月から 10 月の調査に基づく版) では掲載されていない。</p> <p>しかし、初版で「蒸気量の不足等により、当初期待の発電量が得られていない。」と認識されている発現効果の問題については、現在、同地熱発電設備を継続的に稼働するための十分な蒸気を確保することが困難となったことから、同発電所の主要既存設備を他発電所へ移設することが 2012 年に決定されている。したがって、同事業の発現効果について、改めて共同レビューで検証し、教訓について考察すべきである。(例えば、同事業の SAPROF の実施時に、こうした要因への留意、あるいは、同問題が起こったときの対処策等を検討することはできなかったのか等の考察がなされるべき。)</p> <p>また、同事業に係る以下の問題点についても、共同レビューで検証すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然保護区の一部格下げの問題 <p>同事業の実施にあたっては、自然保護区である「カンラオン山自然公園」の一部が「バッファゾーン」へ格下げされた。さらに、蒸気量の確保のため、同バッファゾーン内への事業拡張が行われたことから、現地で懸念の声が上げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第三者評価で見られた問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材等の故障 ・ 事業の遅れ (353%) ・ 内部収益率の低下

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の移転で一部の農民の耕作面積減少 ・補償係争中で未完了 ・民営化による情報不開示 ・技術面は評価者として判断できない部分あり
参照資料・URL	<ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.foejapan.org/aid/doc/pdf/201103_book.pdf 冊子『気候ファイナンス』中のケース・スタディ「地熱発電事業の環境問題」 ・ 2009 年度第三者評価 等

案件番号 : 3

提案者名	国際環境 NGO FoE Japan
国名	フィリピン
案件名	メトロセブ開発計画 III (埋立て)
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査が必要な理由等)	<p>同事業は、「かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件」リストに挙げられているものの、「メトロセブ埋立地を新たな多目的経済拠点として活用するべく、企業誘致対象に商業分野等も含めマーケティングを進めたところ、企業等の入居契約が進捗した(敷地面積の約50%が成約済み。)」とあるとおり、企業の入居率が当初計画に比して依然として限定的な水準にとどまっているため、事業の発現効果、および、当初目的の妥当性に関する考察・教訓化がなされるべきである。</p> <p>また、「周辺住民への社会影響(※)については、JICAにて追加調査を行い、当調査結果を踏まえた生計支援策を実施機関(セブ市)が実施中。」とあるとおり、社会影響面でも改善状況が未確認であるため、現状把握をした上で、問題を検証すべきである。</p> <p>(※) NGO が指摘してきた社会影響には、立ち退き住民を含む、周辺住民への社会影響が含まれ、F/S や EIA の不備、影響住民数の相違、補償措置の不備等が指摘されてきた。</p>
参照資料・URL	<ul style="list-style-type: none"> ・ セブ・ポホールネットワークのホームページ http://www.geocities.jp/cbnetnagoya/ ・ JICA による社会影響に関する追加調査 等

案件番号 : 4

提案者名	メコン・ウォッチ
国名	ビルマ(ミャンマー)
案件名	バルーチャウン水力発電事業
援助形態	有償資金協力、無償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査)	同事業については、ビルマが軍事政権下にあった時期から、主に下記のような指摘が NGO からなされてきた。

<p>査が必要な理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所付近に配備されたビルマ軍による組織的な強制労働、食糧徴用、強姦等 ・関連施設（送電塔等）周辺にビルマ軍が設置した地雷による周辺住民や家畜の死傷事故 ・発電所による河川水の優先利用と農地への水供給の制限 等 <p>一方、JICA は、2013 年 3 月に無償資金協力贈与契約を締結した同第 2 水力発電所補修事業の協力準備調査（1）のなかで、上記の点を含む環境・社会面の周辺状況について、現地 NGO や住民等へのヒアリングを行った。しかし、調査地域等に制限があった等の理由から、依然として十分な問題状況の把握はできておらず、また、JICA が同調査のなかで認識した問題状況についても、十分な検証・考察・対応等は行われていない。</p> <p>今後、紛争地域における協力事業が検討・実施される際に、同事業の教訓を活かしていくためにも、ビルマ軍政下における紛争地域で、日本が長期間にわたり継続的な援助を行ってきた同事業についての共同レビューを実施すべきである。</p>
<p>参照資料・URL</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メコン・ウォッチのホームページ http://www.mekongwatch.org/report/burma/baluchaung.html ・JICA バルーチャン第二水力発電所 補修計画準備調査(1) 調査報告書（2012 年 4 月） 等

案件番号 : 5

<p>提案者名</p>	<p>メコン・ウォッチ</p>
<p>国名</p>	<p>ラオス</p>
<p>案件名</p>	<p>ナムルック水力発電所建設事業</p>
<p>援助形態</p>	<p>有償資金協力（アジア開発銀行との協調融資）</p>
<p>対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）</p>	<p>（1）予期されなかった環境・社会影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設に伴う国立公園内の違法伐採や事前に予測されなかった住民移転が行われた。 <p>（2）未解決の環境・社会影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が使われるナムルック川や支流のナムブン川では、水位が著しく低下し、特に乾季には、以前のように川をボートで横断できなくなるなど深刻な水不足が生じている。 ・川岸の土壌浸食、飲料水の不足、漁業被害も報告されている。 ・発電後の水が流されるナムサン川では、ダムからの放水による土壌浸食による川岸の野菜畑の喪失、水質悪化、漁業被害が生じている。 <p>（3）負の影響を見ない事後評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協調融資を行った ADB の事後評価では、ナムサン川の下流での水質汚染の問題が発生していること、漁業被害が生じていることを認めているが、JBIC の事後評価ではこうした問題は「一時的なもの」として見過ごされている。 ・ADB は事業完了報告書及び事後評価報告書において、事業収入を充てることで

	<p>プーカオクアイ国立公園の管理と保護の体制を強化しようとした当初の目的が達成されなかったことを認めている。しかし、JBICの事後評価では、環境影響への対策が有効であったことが評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ODA 事業実施後に、正負の影響を適切に把握した上で、負の影響に対するモニタリングや緩和策の実施が行われるような体制が取られることが必要である。共同レビューを通じて、協調融資を行った ADB の事後評価や独立調査者の調査で指摘されている問題を見落としした事後評価方法の不備を見直すべきである。
参照資料・URL	<ul style="list-style-type: none"> ・ メコン・ウォッチのウェブサイト http://www.mekongwatch.org/report/laos/laos_nt2_legacy.html ・ メコン・ウォッチ 2009.「開発のモデル?—ラオス・ナムルックダム の事後評価の疑問—」『フォーラム Mekong Vol.10 No.1』. ・ 国際協力銀行 2003.「ラオス：ナムルック発電所建設事業」『円借款案件事業評価報告書』. ・ ADB 2002. Project Completion Report on the Nam Leuk Hydropower Project (Loan 1456-LAO [SF]) in the Lao People's Democratic Republic. ・ ADB 2004. Project Performance Audit Report on the Nam Leuk Hydropower Project (Loan 1456-LAO [SF]) in the Lao People's Republic.

案件番号：6

提案者名	メコン・ウォッチ
国名	タイ
案件名	ラムタコン揚水式水力発電所建設事業（1994 年）
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p>(1) 工事期間の粉塵・騒音による健康被害の指摘 揚水発電用のダム上部貯水池と揚水発電施設建設。タイ発電公社事業。影響村は貯水池下の山腹にある 2 カ村。住民によると工事期間 2 年 7 月の間、岩盤の粉砕作業が朝晩 2 回行われ、工事による粉塵のため、子供や高齢者を中心に気管支疾患などの症状が広がり、農業や酪農などにも影響が出たとされるが、事業実施者はこれを認めていない。</p> <p>(2) 2006 年実施の円借款事業評価の第三者評価の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の指摘する健康被害に関し、2001—2005 年の現地病院の記録から確認できなかったとされているが、被害が顕著だったのは 1990 年代後半であり、その時期が調査の対象から外れている。 ・ 健康被害に関しては、住民の申し立てにより現地スラナリ工科大学が追加調査を行っているが、事業主体が調査に介入し調査者と対立したため報告書が完成していない。タイ国人権委員会によって調査のドラフトが公開されたが、評価時にこの資料を参照していない。 ・ 事業主体が実施した環境影響緩和計画（EMDP）がきめ細かく行われたとしてい

	<p>るが、計画に上がった事項を報告に列挙したのみで、実態の調査を行っていない。</p> <p>(3) 共同レビューの必要性</p> <p>第3者による外部評価とあるが、本件の調査を担当したのは実施時に大学教員であった元海外経済協力基金（OECF）のスタッフ不破吉太郎氏で、客観性に疑問がある。また、事業の環境・社会影響を把握するためには、事業に批判的なグループへのアクセスが不可欠である。評価者が広く情報を収集できるよう、調査手法自体を検証する必要がある。</p>
参照資料・URL	<p>JCA 事業評価</p> <p>http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_TXIX-1_4_f.pdf</p> <p>メコン・ウォッチ「ラムタコン揚水発電所」</p> <p>http://www.mekongwatch.org/report/thailand/lamtakhong.html</p>

案件番号：7

提案者名	メコン・ウォッチ
国名	タイ
案件名	サムットプラカン汚水処理プロジェクト
援助形態	有償資金協力（アジア開発銀行との協調融資）
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の反対運動がきっかけで、事業を監視・批判する国際的な NGO のキャンペーンにまで発展した。また、タイ政府・元内務副大臣が建設地の取得をめぐる不正で逮捕・起訴されるなど、大手メディアが活発に報道し、タイ国内でも大きな社会問題となった。 ・地元住民は、国際協力銀行（JBIC）とアジア開発銀行（ADB）に、再三にわたって環境・社会影響や汚職の問題を訴え、ADB には正式に異議を申立てたが、結局、JBIC も ADB も自らの判断で事業を止めることはできず、タイ政府が汚水処理場建設を受注した企業との契約を無効にする段階に至って、ようやく工事に中止命令が下った。 ・完成間近だった汚水処理場は 2003 年以降放置されたままで、近年、一帯の地盤沈下によって外壁や柱の亀裂が顕在化するなど、地元住民の指摘が正しかったことを裏付けている。 ・JBIC は、タイ政府が建設契約を無効とした直後に融資を全額回収し、事業から完全に撤退した。そのため、新環境社会ガイドラインを制定する契機とはなったものの、建設地変更を容易に認めるといった審査手続きへの反省など、事業単体に対するきちんとした評価は実施されていない。
参照資料・URL	<p>メコン・ウォッチ「サムットプラカン汚水処理プロジェクト」</p> <p>http://www.mekongwatch.org/report/thailand/samutprakarn.html</p>

案件番号：8

提案者名	メコン・ウォッチ
------	----------

国名	タイ
案件名	東部臨海開発計画
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査が必要な理由等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始以来、長年にわたって、ラヨン県マプタプット地区を中心とした地元住民が、石油化学産業から発生する有害物質による健康被害を訴えていたが、2009年、工業団地拡張計画をめぐって、タイの行政裁判所が憲法違反を根拠に停止命令を下すに至って、国内問題として大きく取り上げられるようになった。 ・日本政府は、事業のマクロ経済上の効果に着目して ODA の成功事例として位置付けているが、地元住民・NGO は「最悪の開発プロジェクト」と酷評するなど、事業の評価をめぐって対立が存在する。 ・事業／第三者評価がなされ、環境問題の発生も記録されているが、抜本的な対策を提案せず、その後の監視も不十分であったため、地元住民の健康への影響や社会問題化を回避することができなかったと言える。 ・ODA 事業における、長期的な環境・社会影響の発生と見通し、事業評価のあり方と影響緩和策の提示・実施といった点で、調査・検討の必要性が存在する。
参照資料・URL	<p>海外経済協力基金「タイ王国『東部臨海開発計画総合インパクト評価』—円借款事業事後評価—」</p> <p>http://www.jbic.go.jp/ja/investment/research/report/archive/pdf/2-4.pdf#search='%E3%82%BF%E3%82%A4+%E6%9D%B1%E9%83%A8%E8%87%A8%E6%B5%B7+%E7%AC%AC%E4%B8%89%E8%80%85'</p> <p>外務省「ケーススタディ日本の ODA・2 タイ・東部臨海開発計画」</p> <p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/pamphlet/oda_50/casestudy2.html</p> <p>メコン・ウォッチ「2006 年度会員総会・特別講演会『ODA 成功例』の裏側 ～タイ東部臨海工業地帯に見る援助と開発～」</p> <p>http://www.mekongwatch.org/events/salon/salon35.html</p>

案件番号：9

提案者名	メコン・ウォッチ
国名	カンボジア
案件名	国道 1 号線改修事業
援助形態	無償資金協力
対象とすべき理由 (共同での現地調査が必要な理由等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力事業団（JICA）が 2004 年に制定した新環境・社会ガイドラインを実質的に適用したはじめての事業であるが、住民移転において、おもに、地元住民の参加と情報公開、移転・補償の基準と時期、生計・生活水準の回復の達成をめぐって、JICA と地元住民・NGO との間で見解・評価に隔たりがある。 ・カンボジア国内では、本事業のほかにも、JICA が支援する道路や橋梁の改修・建設案件があり、また、日本政府が大きな影響力を持つ世界銀行や ADB も交通網整備に巨額を投じている。その一方で、こうした事業によって生じる住民移転・補

	償問題への対応が、援助機関相互で円滑に平準・教訓化されていない。 ・環境・社会ガイドラインの適切な運用、ODA 事業における国際開発機関のセーフガード政策との平準化を検討する上で好例となる。
参照資料・URL	メコン・ウォッチ「カンボジア国道1号線改修事業（日本 ODA 支援区間）」 http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/hw1-oda.html

案件番号：10

提案者名	田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
国名	バングラデシュ
案件名	パドマ橋建設計画調査 パドマ多目的橋建設事業
援助形態	技術協力（開発調査） 有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	下記の問題が生じていることから、関係者へのヒアリングを通じて事実関係を詳細に把握し、F/S 調査・融資審査・モニタリングの改善につなげる必要がある： 1. <u>事業費の過小評価</u> ：2005 年の開発調査では、事業費が約 12 億 57 百万米ドルと見積もられていたが、2011 年には 29 億 15 百万米ドルと 2 倍以上に高騰している。 2. <u>交通量の過大な見積もり</u> ：開発調査では 2025 年の需要を 41600 台/日と見積もっていたが、ADB が 2007 年に TA ローンで行った調査では、35752 台/日と見積もられている ¹ 。事業の必要性・妥当性については、JICA 環境社会配慮審査会の答申（補足意見）においても疑問があがっていた ² 。 3. <u>情報公開・住民協議の不足</u> ：開発調査では、4 架橋地点を比較検討し、マワージャジーラ地点を最終選択したが、その後、パトリアーゴアルンド地点の住民が架橋を要望。バングラデシュ政府がマワージャジーラ地点のパドマ橋とともに、そこからわずか 60 キロの距離にあるパトリアーゴアルンド地点の架橋を決定した ³ 。代替案検討時における広範囲な情報公開・住民協議が不十分であったと言える。 4. <u>汚職発覚による融資キャンセル</u> ：2011 年、世界銀行・アジア開発銀行（ADB）・JICA 等が融資決定を行ったが、直後に汚職事件が発覚し、融資がキャンセルされた。巨額の事業を実施するための相手国政府・実施機関のガバナンスを十分確認できていなかった可能性がある（疑問点：融資がキャンセルされた案件は事後評価の対象か否か）。
参照資料・URL	脚注記載の URL を参照。

¹ <http://www.adb.org/projects/documents/preparing-padma-multipurpose-bridge-final-report>

² http://www.jica.go.jp/environment/information/shinsakai/pdf/shimon/shimon_04.pdf

³ <http://archive.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=259880>

案件番号：11

提案者名	田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
国名	インド
案件名	幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査 貨物専用鉄道整備事業
援助形態	技術協力（開発調査） 有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p>下記の問題が生じていることから、関係者へのヒアリングを通じて事実関係を詳細に把握し、F/S 調査・融資審査・モニタリングの改善につなげる必要がある：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>情報公開・住民協議の不足</u>：貨物鉄道建設に対して、グジャラート州 Mehsana⁴、同州 Vadodara⁵、マハラシュトラ州 Mumbai⁶等で、土地収用・野生動物への影響等から住民による抗議行動が行われており、情報公開・住民協議が適切に行われていない。 2. <u>派生的・二次的影響・不可分一体の事業の影響に対する環境社会配慮の不足</u>：本事業の環境アセスメントでは、貨物鉄道建設による直接的な影響は調査しているものの、派生的・二次的影響・不可分一体の事業（デリー・ムンバイ産業大動脈構想）の影響が十分に考慮されていない。特に、水資源が限界に達しつつある地域で、大規模な水供給を必要とする産業開発を行うことは適切ではないとの指摘がある⁷。また、土地収用の影響等から、ウッタル・プラデーシュ州 Greater Noida⁸、ハリヤナ州 Rewari⁹、グジャラート州 Palanpur¹⁰、マディヤ・プラデーシュ州 Pithampur¹¹、マハラシュトラ州 Dighi Port¹²、同州 Raigad¹³等で住民による抗議行動が行われており、情報公開・住民協議が適切に行われていない。なお、JICA 環境社会配慮審査会の答申では「本来マスタープランとして SEA の概念を導入し、事業アセスメントではなく、時間がかかっても

4 <http://www.indianexpress.com/news/hedugarajgar-villagers-to-meet-district-collector-over-freight-corridor/523470>

5 <http://www.indianexpress.com/news/freight-corridor-project-faces-farmer-protest-in-gujarat/377181>

6 http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-02-21/mumbai/28618712_1_rail-corridor-sgnp-leopard

7 Economic and Political Weekly, March 10, 2012

8 http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-05-14/noida/39255268_1_dmic-project-delhi-mumbai-industrial-corridor-land-owners

9 http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-07-23/india/32803538_1_delhi-jaipur-highway-farmers-land-acquisition-bill

10 <http://napm-india.org/content/stop-bulldozer-progress-now>

11 <http://napm-india.org/content/yatra-reaches-indore-questions-raised-food-security>

12

13 <http://www.hindustantimes.com/India-news/Mumbai/Farmers-plan-protest-against-Delhi-Mumbai-corridor/Article1-944726.aspx>

<http://www.thehindu.com/news/national/other-states/protest-against-dmic-project/article4607436.ece>

	丁寧なより上位のレベルの戦略的環境アセスメントを実施するよう相手国関係者に説明していく努力が不可欠といえる。」と指摘されている ¹⁴ 。
参照資料・URL	脚注記載の URL を参照。

案件番号：12

提案者名	田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
国名	インド
案件名	オリッサ州森林セクター開発事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p>本事業は、ODA 見える化リストにおいて「かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件」に含まれている（JACSES は 2005 年に現地調査を行い、情報公開・住民協議が不十分であることを確認。当時の JBIC 等に改善を求めてきた）。しかし、以下の通り、現段階においても、環境・社会影響に関する多くの問題が指摘されている。そのため、関係者へのヒアリングを通じて事実関係を詳細に把握し、審査・モニタリングの改善につなげる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーカリやチークなどの単一産業植林により生物多様性が大きく損なわれた。 2. Assisted Natural Regeneration（ANR）活動において、立木の燃焼により、野生動物のエサとなる地中の動植物が失われ、野生動物が減少している。 3. 評価者に元森林局スタッフが参加しており第三者評価が適切に行われていないこと、当該評価者が汚職を行っている。 4. 事業により森林局の影響力が増大し、結果的に既存の森林コミュニティのオーナーシップが損なわれている。
参照資料・URL	Sanctuary Asia, Lack of ecological monitoring adversely impacts biodiversity（2013 年 4 月号）

案件番号：13

提案者名	田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
国名	パキスタン
案件名	タウンサ堰水門改修計画
援助形態	無償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p>下記の問題が生じていることから、関係者へのヒアリングを通じて事実関係を詳細に把握し、審査・モニタリング・事後評価の改善につなげる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>事後評価で住民移転の事実が把握されていない</u>：2011 年度の事後評価報告書¹⁵では、実施主体へのインタビュー調査から「事業実施に伴う、用地取得・住民移転は生じなかった。」と記載されているが、実際には住民移転計画書の作成

¹⁴ http://www.jica.go.jp/environment/information/shinsakai/pdf/shimon/shimon19_10.pdf

¹⁵ http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0500800_4_f.pdf

	<p>前に 160 世帯が立ち退かされており、融資者である世界銀行も OP4.12 違反であることを認めている¹⁶。JACSES が 2006 年 9 月に現地調査を行ったところ、移転地では、補償、衛生設備、ジェンダーへの配慮、安全確保、警察による脅し等の問題が散見された（2006 年に外務省にも提出済）¹⁷。事後評価において把握されていないということは、モニタリングも適切に行われていなかった可能性がある。</p> <p>2. <u>工事中の用水路の停止の影響について把握されていない</u>：事後評価報告書では、実施主体へのインタビュー調査から「工事中の飲料水、農業用水確保への影響は無かった」と記載している。しかし、2006 年の JACSES による現地調査では、用水路沿いの複数の村を訪問し、飲料水・農業用水の不足、農作物への被害、病気の蔓延、生活苦による都市への移転等の問題を確認しており、事後評価では、影響を適切に評価されていない。</p> <p>3. <u>世銀が融資を行う中で日本が無償資金を供与する必要性・妥当性が不明確</u>：世界銀行が融資事業として改修を支援する中で、日本が約 50 億円もの無償を投じる必要性・妥当性が不明確である。事業がもたらす経済効果を考えれば、無償ではなく有償を供与することが妥当だった可能性がある。</p>
参照資料・URL	脚注記載の URL を参照。

案件番号：14

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	ブルガリア
案件名	ブルガス港拡張事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p><u>外務省の「改善すべき点がある事業」リストに入っている。有効活用を検討中とのこと。ハコモノを作ってニーズがないから新たなニーズを作るのに新たな ODA を使っている</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の遅れは 166%（47 ヶ月遅れ） ・ 石炭・鉱石の陸揚げ拠点だったが、肝心の製鉄所が生産停止し貨物取扱量低下 ・ 実施機関の公社は経営悪化 ・ パース表面が損傷し修復の見込みなし ・ 内部収益率（FIRR、EIRR）は算出されず ・ [独自情報] なお、JICA は SAPS を実施。2011 年 1 月に終了
参照資料・URL	

¹⁶

<http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/06/12545079/pakistan-taunsa-barrage-emergency-rehabilitation-modernization-project>

¹⁷ <http://www.jacses.org/sdap/taunsa/factsheet061128.pdf>

案件番号：15

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	ペルー
案件名	ペルー山岳地域社会開発事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	9種類のサブプロジェクト 1726 件。実施機関は事業効果のデータを収集せず。第三者評価では7種類の36件の現地調査しかしていない。→モニタリング不可能な事業、わずか2%のサブプロジェクトで評価
参照資料・URL	

案件番号：16

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	中国
案件名	フフホト・包頭環境改善事業（I）（II）
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22の事業体（サブプロジェクト）のうち11が倒産や操業停止 ・ 倒産や操業停止以外に不使用や今後不使用となりうる施設・資機材がある ・ ガス事業と熱供給事業では内部収益率を比較できず ・ サブプロジェクトの多い事業の総合評価の方法に疑問 ・ 中国の環境政策の変更で不要な事業が続出→審査の問題
参照資料・URL	

案件番号：17

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	フィリピン
案件名	アグサン川流域開発事業・アグサン川下流域灌漑事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<p>外務省の「改善すべき点がある事業」リストに入っている。事後評価実施中とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 160%～200%の遅延 ・ 放水路が沈泥や植物でつまっている ・ 4015世帯の移転予定の6割は移転できず。4500世帯が洪水影響地帯に残された ・ 水門のシャフトや堤のゲートなどが盗難されたまま ・ 水利費徴収率（コストリカバリー）は目標の90%に対し57-65%で維持管理費不足

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農民の 20-25%が水利組合に加入せず ・ 実際の灌漑作付面積は目標の 18% ・ ポンプ灌漑の電気料金が高く財政的自立困難。補助金は 2010 年に停止予定
参照資料・URL	

案件番号：18

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	ベトナム
案件名	ハイヴァントンネル建設事業
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初 60 世帯と言われていた移転住民の正確な数もわからず、相当な困難を抱えたと考えられる ・ 当初整備されていた移転地の給排水システムは現在破損したままである ・ トンネルの交通量は 08 年から計画値を下回り 95.8%、84.9%となっている ・ 受益者インタビューの抽出方法などが明記されていない
参照資料・URL	

案件番号：19

提案者名	松本悟（メコン・ウォッチ／法政大学）
国名	中国
案件名	江蘇省蘇北通榆河感慨開発事業（I）（II）
援助形態	有償資金協力
対象とすべき理由 （共同での現地調査が必要な理由等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブプロジェクト 6 件中 3 件が中止 ・ 事業の遅れは 180%、約 10 年超過。担当者の異動やデータ散逸で評価困難 ・ 事業費が 1.5 倍（+約 90 億円）。増加分は中国側が補填。円借款額を考えると中国が自前でやれた事業だった可能性もある ・ 事業による耕地面積の拡大は確認できず ・ 地域経済にまで影響を及ぼしていない ・ 農民の裨益は確認できず。受益地域を特定できず ・ 移転人口が約 9000 人であるのに対して、その評価は 104 人へのアンケートと 9 人へのインタビューで判断している
参照資料・URL	